

第 17 回総会 令和 6 年 10 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、10 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件提出されていますので報告します。

1 番を報告します。土地の所在は、大字調殿字〇〇番、地目：登記・現況ともに田、面積 1,253 m²のうち転用面積 195.5 m²、申請者は、大字南方、〇〇、転用目的は、作業用駐車場の設置となっています。地元の〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

5 番 1 番を報告します。申請地は穂北地区〇〇集落にある農地です。申請者は〇〇集落の施設ピーマン農家で、隣接する所有ハウスの駐車スペースを確保するための申請です。現地も確認していますので報告します。

局 長 また、相続届出 6 件、使用貸借合意解約 5 件、賃貸借合意解約 7 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 6 年度第 17 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 14 名 推進委員 14 名、合計 28 名の出席であります。本日の議案件数であります、4 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。6 番 〇〇委員、23 番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 87 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたし

ます。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 87 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 2 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 今回は 32 番 ○○委員と私（2 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、10 月 17 日、午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 5 条 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

32 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は都於郡地区の○○集落で、○○から南東へ約 50m のところにある農地です。申請人が渡人から売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は西側が○○、南側が宅地、北側が宅地、東側が堤防を挟んで○○となっています。土地の造成は整地、転圧工のみで舗装や砂利敷は行いません。雨水は自然浸透により排出しますが、申請地南東側の堤防敷地に申請地から接続された排水枡があり、余剰雨水は同方向へ自然流下により排出します。申請地は周りより低い田であり、土砂の流出につきましては、考えられないとのこととです。○○からの同意も得ています。本件の太陽光発電事業は経済産業省の認定による固定価格買取制度を利用したものではなく、発電した電力は九州電力の送電線を利用し、○○のグループ会社である○○へ電力販売を行い、○○が全国の工場等で利用する事業形態となり、当地で発電した電力を当地で消費する必要はないとのこととです。土地の購入価格は○○万円です。草刈りは申請人が責任をもってされるそうです。隣接する住人にも説明をなされております。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

す。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 農地法第 5 条の 2 番について説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から東へ 100m のところにある農地です。申請人が渡人から売買により所有権の移転を受け、農家住宅と資材置場等を建築するために申請されたものです。周囲は東側は宅地で、西側も宅地、南側は農地、北側は市道となっています。雨水は北側道路側溝へ排水します。生活排水は合併浄化槽で浄化したのち、北側市道側溝へ排水します。土砂の流出につきましては、南側の農地との境にブロック塀を設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明をこれから行うとのことでした。申請地は農地の繋がりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買価格は〇〇万円です。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 88 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 88 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～3 ページの通り、申請件数は 5 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 1 番を説明します。穂北地区〇〇集落の〇〇さんから、子である〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇より北へ約 100m のところに点在する農地です。受人は〇〇集落で水稻を 73a 作付されております。現地には水稻を作付け予定であり農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台所有し、農業に必要な機械は一式揃っており、周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 2 番を説明します。妻地区の渡人から穂北地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇より北へ約 500m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻やニラを 210a 作付されております。現地には水稻を作付け予定であり農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター 2 台、田植機 1 台、軽トラ 2 台所有し、農業に必要な機械は一式揃っており、周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。ちなみに、渡人と受人は他人です。渡人と受人の父が昔からの知り合いで、お世話になったため、贈与での権利の移動になったとのことです。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

Ⅱ 番 ３番を説明します。三財地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。受人が長年に渡り借地として利用されておりました。申請地は〇〇から北西へ約 50m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻や露地野菜を 150a 作付されており、和牛も飼育されています。現地にはWC S を作付けされており、今後も作付けされていくことを確認しております。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、各種アタッチメントを所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。受人が長年作付けされており、お世話になりましたということで渡人からの贈与となったとのことです。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29 番 ４番を説明します。親が三財地区〇〇に住んでおりますが、所有者は東京都に住んでおり、今後も耕作することが困難であるため売買したいと宮崎市の不動産会社に相談したため、土地評価額での売買となったそうです。申請地は〇〇体育館から北西へ約 50m のところにある農地です。受人は〇〇集落でWC Sや露地野菜を 500a 作付されており、後継者も 2 人おり、今後も作付けされていくことを確認しております。農機具はトラクター 3 台、田植機、軽トラ等を所有し、農業に必要な機械は一式揃っております。これまでも作物が作付けされており、周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は 10a 当たり〇〇万円。総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に５番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 ５番を説明します。宮崎市の〇〇さんから熊本県の〇〇さんへの贈与による所有権移転です。渡人の両親が一昨年相次いで亡くなられたため隣接する住宅

が空き家となっているため、〇〇さんが家を購入し、農地は耕作されるそうです。申請地は〇〇から〇〇に抜ける道路の山を上がる手前のところにある農地です。〇〇さんが夫婦で水稻を作るということです。農機具はもっていないため、リースするとのことですので問題ないことから、許可相当と判断しました。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 受人が家を購入し、付属する農地は贈与を受けるとのことです。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

27 番 熊本からの新規就農ということですが、何歳ぐらいの方ですか。

32 番 60歳ぐらいです。本格的に農業をされる訳ではないと思います。

事務局 受人は熊本でトレーニングセンターのような場所で研修は受けているので、始めてみたいということでした。

5 番 移住ということですが、補助金が出るのでしょうか。

事務局 3大都市圏からの移住は宮崎県が支援を行っておりますが、対象にはなっていないようです。西都市の補助金については、就農プログラムに則って研修を受けたり、就農を図る方について該当することとなっておりますので、この方は該当しないようです。

3 番 西都市からの補助は何もないということですか。

事務局 受人から聞いたところでは、生活環境課が空き家の支援、商工観光課が移住の支援を行っていますが、今回の案件について補助に該当しなかったとのことです。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 89 号農業経営基盤強化促進法^{じふきゅう}附則第 5 条の規定による承認について
提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 89 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 6 年 11 月 5 日を予定しております。

所有権移転分として、議案書 4～5 ページのとおり 3 件であります。

議 長 説明がありました 1～3 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、賃貸借設定分として議案書 7 ページのとおり 1 件であります。

議 長 説明がありました 1 番について、審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 90 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 90 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 6 ページと 8～12 ページのとおり 9 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議 長 説明のありました 9 件の議案のうち、申請番号 9 番は〇〇委員が受人に関する案件でありますので、9 番を除く 8 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

5 番 1 番が 10 a 当たり〇〇円になっていますが、もともとの金額だったのか、金額を下げてこの金額になっているんですか。周辺もこの金額になっているん

ですか。

事務局 どのような経緯でこの金額になっているのか、周辺も含めて調べて、次回総会で報告させていただきます。

5 番 私の周りで、中間管理事業の〇〇円の相場を下げしてほしいとの声を聞くことがあります。中間管理機構が相場を下げたというのがあればと思い聞きました。

事務局 この案件は 10 年間の契約の 5 年目での更新であるため、当初からこの金額です。金額の経緯については調べたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 9 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、9 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 30 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

6 番 _____

23 番 _____